

1.5 収支見通しの推計方法

1.5.1 収支見通しの推計概要

水道事業者の将来の経営状況を把握するため、将来51年間(平成30年度から令和50年度)の収支見通しを推計します。収益的収支と資本的収支について将来値の推計を行い、その推計結果を用いて経営指標等の将来推移を計算し、経営面での課題の分析に使用します。

1.5.2 収支見通しの推計に使用するデータについて

1) 収益的収支、資本的収支の実績値

収支見通しの基礎データとなる実績値は「決算統計(平成20年度から平成29年度)」を用います。

2) 既往資産の償却予定額

過去に取得した資産の減価償却費および長期前受金戻入は、各事業体で計算した予定額を用います。

3) 既往発行債の償還予定額

過去に発行した企業債(法非適用事業においては地方債。以下同じ。)の償還計画および支払利息は、各事業体で計算した予定額を用います。

4) 将来の建設改良費として使用する項目(更新需要)

将来の建設改良費は「1.4 更新需要の推計方法」に基づき設定した市町村別の更新需要(平準化後)を用います。

5) 収支見通しの推計に間接的に使用する項目(将来水需要)

水道料金収入、動力費、薬品費等の水需要に応じて変動する項目の将来推計は、「3.2 給水人口及び給水量の推計方法」で求めた市町村別の水需要推計結果を基に算出します。

1.5.3 収支見通しの集計単位と推計項目

1) 集計単位

「決算統計(前項1))」および「各市町村で計算した将来の支払予定額(前項2)3))」は上水道・簡易水道ごとに市町村単位で整理されており、同一市町村内に複数の簡易水道事業が存在する場合でも市町村単位で推計を行います。

2) 収支見通しの推計項目

推計項目は、総務省 HP に掲載される「経営戦略ひな形様式(水道事業別添 1-2).xlsx」における法適用（収益・資本）、法非適用の各シートを参考に設定します。

表 1-5-1 に法適用事業、表 1-5-2 に法非適用事業のそれぞれの推計項目を示します。

表 1-5-1 収支見通し推計項目（法適用事業）

(法適用) 年 度		(法適用) 年 度					
区 分		区 分					
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	(1) 料 金 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債			
		(2) 受託工事収益 (B)		2. 他 会 計 出 資 金			
		(3) そ の 他		3. 他 会 計 補 助 金			
	2. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金		他 会 計 補 助 金	4. 他 会 計 負 担 金		
				そ の 他 補 助 金	5. 他 会 計 借 入 金		
				長 期 前 受 金 戻 入	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金		
	(2)			7. 固 定 資 産 売 却 代 金			
	(3) そ の 他			8. 工 事 負 担 金			
	収 入 計 (C)			9. そ の 他			
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		(1) 職 員 給 与 費	資 本 的 支 出	計 (A)	
						基 本 給	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)
						退 職 給 付 費	純 計 (A)-(B) (C)
		(2) 経 費		動 力 費		そ の 他	1. 建 設 改 良 費
						薬 品 費	2. 企 業 債 償 還 金
						修 繕 費	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金
委 託 費			4. 他 会 計 へ の 支 出 金				
受 水 費			5. そ の 他				
(3) 減 価 償 却 費		そ の 他	計 (D)				
2. 営 業 外 費 用							
(1) 支 払 利 息							
(2) そ の 他							
支 出 計 (D)							
経 常 損 益 (C)-(D) (E)							
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)							
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)							

表 1-5-2 収支見通し推計項目（法非適用事業）

(法非適用) 年 度		(法非適用) 年 度	
区 分		区 分	
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益 (A)	1. 地方債
		(1) 料金収入	2. 他会計補助金
		(2) 受託工事収益	3. 他会計借入金
		(3) その他	4. 固定資産売却代金
		2. 営業外収益 (B)	5. 国(都道府県)補助金
		(1) 他会計繰入金	6. 工事負担金
		(2) その他	7. その他
	総収益 (A)+(B) (C)	資本的収入 (F)	
	収益的支出	1. 営業費用	1. 建設改良費
		(1) 職員給与費	2. 地方債償還金 (H)
		(2) その他	3. 他会計長期借入返還金
		2. 営業外費用	4. 他会計への繰出金
		(1) 支払利息	5. その他
		(2) その他	資本的支出 (G)
総費用 (D)		収支差引 (F)-(G) (I)	
収支差引 (C)-(D) (E)	収支再差引 (E)+(I)		
	〃 (累積)		

1.5.4 収支見通しの推計方法

本項では、収支見通しの推計方法や推計条件についての基本的な考え方を示しています。ただし、記載内容を基本としますが、各市町村の実績値でイレギュラーな値を発見した場合は、特異値として除外するなど、推計に大きな影響を与えない処理を適宜実施しています。

1) 収益的収入の推計方法

推計項目		推計方法（法適用）	推計方法（法非適用）
営業 収 益	料金収入	算出式：供給単価×将来有収水量 ・供給単価：平成29年度実績値を使用 ・将来有収水量：本検討で実施する推計結果を使用	
	受託工事収益	見込まない。	
	その他	過去3年間の平均を将来一定	
営業 外 収 益	他会計補助金	過去3年間の平均を将来一定	該当なし
	その他補助金	過去3年間の平均を将来一定	該当なし
	他会計繰入金	該当なし	過去3年間の平均を将来一定
	長期前受金戻入 益 (既往+将来)	既往資産分：事業者の予定額を使用 将来建設分：以下の式で算出 算出式：資本的収入の補助金額（税抜） $\frac{\times 90\% \div \text{工種別の償却年数（土木：58年、機械・電気：16年、管路：38年）}}{\quad}$	該当なし
	その他	過去3年間の平均を将来一定	

2) 収益的支出の推計方法

推計項目		推計方法（法適用）	推計方法（法非適用）
営業費用	職員給与費	過去3年間の平均を将来一定	
	動力費	算出式：動力費単価×将来給水量 ・動力費単価：平成29年度実績値を使用 ・将来給水量：本検討で実施する推計結果を使用	その他に含まれる項目とするが、その他の内数である「動力費」「薬品費」「受水費」は法適用事業と同様の推計方法とする。
	薬品費	算出式：薬品費単価×将来給水量 ・薬品費単価：平成29年度実績値を使用 ・将来給水量：本検討で実施する推計結果を使用	
	受水費	過去3年間の平均受水費に将来給水量の変動率を乗じて算出	
	減価償却費	既往資産分：事業者の予定額を使用 将来建設分：以下の式で算出 算出式：資本的支出の建設改良費（税抜） $\times 90\% \div \text{工種別の償却年数（土木：58年、機械・電気：16年、管路：38年）}$	該当なし
	その他	過去3年間の平均を将来一定	
営業外費用	支払利息	既往分：事業者の予定額を使用 新規分：30年償還（据置期間なし、利息1.0%）、元利均等償還として計上	
	その他	過去3年間の平均を将来一定	
その他	特別利益	見込まない。	該当なし
	特別損失	見込まない。	該当なし

3) 資本的収入の推計方法

推計項目		推計方法（法適用）	推計方法（法非適用）
資 本 的 収 入	企業債（法適） 地方債（法非適）	<p>【上水道事業】</p> <p>内部留保資金（当年度純損益－当年度資本的収支が不足する額＋減価償却費－長期前受金戻入益）で資金不足額を賄えない額を設定する。ただし、（建設改良費－企業債・他会計補助金・他会計負担金・他会計借入金以外の資本的収入）×100%を最大とする。</p> <p>【簡易水道事業】</p> <p>（建設改良費－企業債・他会計負担金・他会計借入金・建設改良に係る企業債元利償還金の2分の1以外の資本的収入）×100%を設定する。</p>	（建設改良費－企業債・他会計借入金・建設改良に係る地方債元利償還金の2分の1以外の資本的収入）×100%を設定する。
	他会計出資金	過去10年間の平均を将来一定	該当なし
	他会計補助金	<p>【上水道事業】</p> <p>過去10年間の平均を将来一定</p> <p>【簡易水道事業】</p> <p><u>以下の①②の合計とする。</u></p> <p>①建設改良費の10% （国庫補助金を除く）</p> <p>②建設改良に係る企業債元利償還金の2分の1</p> <p>※総務省からの通知「平成31年度の地方公営企業繰出金について」を参考</p>	<p><u>以下の①②の合計とする。</u></p> <p>①建設改良費の10% （国庫補助金を除く）</p> <p>②建設改良に係る地方債元利償還金の2分の1</p> <p>※総務省からの通知「平成31年度の地方公営企業繰出金について」を参考</p>
	他会計負担金	過去10年間の平均を将来一定	該当なし
	他会計借入金	見込まない。	
	国（都道府県）補助金	過去10年間の北海道全体（法適用）の建設改良費に対する比率の平均（6.5%）を算出し、これを将来の建設改良費に乗じて算出。	過去10年間の北海道全体（法非適用）の建設改良費に対する比率の平均（12.0%）を算出し、これを将来の建設改良費に乗じて算出。

他会計補助金・他会計繰入金について

総務省からの通知「平成31年度の地方公営企業繰出金について」を基に計上

繰出基準を満たす可能性のある以下の項目を採用

- ・簡易水道の建設改良に要する費用 … ①②が該当（4条収入）

推計項目		推計方法（法適用）	推計方法（法非適用）
資本的収入	固定資産売却代金	見込まない。	
	工事負担金	見込まない。	
	その他	過去 10 年間の平均を将来一定	

4) 資本的支出の推計方法

推計項目		推計方法（法適用）	推計方法（法非適用）
資本的支出	建設改良費	本検討で実施する更新需要（平準化後）を使用する	
	企業債（地方債）償還金	既往分：事業者の予定額を使用 新規分：30 年償還（据置期間なし、利息 1.0%）、元利均等償還として計上	
	他会計長期借入返還金	過去 3 年間の平均を将来一定	
	他会計繰出金	過去 3 年間の平均を将来一定	

資本的収支について、本推計では以下の点から消費税込で計算します。

推計に用いる資本的収入の実績値には、消費税納税計算の対象となる特定収入が含まれること。

特定収入に係る消費税を考慮すると、支出も消費税込として、推計の安全性を担保する必要があること。